

モンタナ州消費者データプライバシー法 (MCPCA) の概要

- 2023年5月成立、2024年10月施行

1. 適用対象者

- モンタナ州で事業を行い、又はモンタナ州の居住者を対象とした製品若しくはサービスを生み出す (produce) 者のうち、以下のいずれかを満たすもの (§ 3)
 - (i) 5万人以上のモンタナ州の消費者の個人データを管理又は処理している。
 - (ii) 2万5000人以上の消費者の個人データを管理又は処理し、個人データの販売から総売上 (gross revenue) の25%超を得ている。
 - ◇ 「消費者」とは「モンタナ州の居住者 (resident) である自然人」をいう。ただし、商業上又は雇用上の文脈で活動する個人、団体 (営利・非営利・政府機関のいずれを問わない) における役職の文脈で活動する個人を含まない。(§ 2 (6))

2. 個人データの定義

- 「個人データ」とは、識別された、又は識別可能な個人に紐づけられている、又は合理的に紐づけ可能な情報をいう (§ 2 (15) (a))。
- 「機微データ」 (sensitive data) の定義あり (§ 2 (24))。
 - ① 人種・民族的出身、宗教的信条、心身の健康状態又は健康診断、性生活に関する情報、性的指向、市民権・移民権の状況を明らかにする個人データ
 - ② 特定の自然人を一意に識別することを目的で処理される遺伝子データ又はバイOMETリックデータ
 - ③ 本人が子どもであることを知りながら収集された個人データ
 - ④ 正確な位置情報データ

3. 事業者の義務

- ① 消費者への情報提供義務
 - ◇ 合理的にアクセス可能で、明確かつ有意義なプライバシー通知によって、(i) 処理する個人データの類型、(ii) 処理目的、(iii) 第三者と個人データを共有する場合の当該個人データの類型、(iv) 第三者と個人データを共有する場合の当該第三者の類型、(v) 消費者が管理者に連絡するために使用可能な有効なメールアドレス又はその他のメカニズム、(vi) 消費者の権利行使の方法 (消費者のリクエストに対する管理者の決定への異議申立方法を含む) を提供する義務 (§ 7 (5))
 - ◇ 管理者が個人データを第三者に販売する場合、又はターゲット広告のために個人データを処理する場合、当該処理及びオプトアウトの方法を明確かつ目立つように開示する義務 (§ 7 (4))
 - ◇ 消費者が権利行使のリクエストを提出する手段を提供し、プライバシー通知で説明する義務 (§ 7 (6))
- ② 個人データの収集を、消費者に開示された処理目的との関係で、適切で、関連性があり、かつ合理的に必要な限度で行う義務 (§ 7 (1) (a))
- ③ 消費者の同意なく、開示された処理目的に合理的に必要なでない又は両立しない目的で個人データを処理しない義務 (§ 7 (2) (a))
- ④ 処理者に処理を委託する場合に一定の条項を含むデータ処理契約を締結する義務 (§ 8 (2))
- ⑤ 合理的な安全管理措置を講じる義務 (§ 7 (1) (b))
- ⑥ 消費者の同意を得ることなく「機微データ」 (sensitive data) を処理しない義務 (児童の機微データの場合には、COPPAに従って処理する義務) (§ 7 (2) (b))
- ⑦ 消費者が13歳以上16未満であることを知っている場合に、当該消費者の同意を得ることなくター

- ゲット広告目的での個人データの処理又は個人データの販売を行わない義務（§7（2）（d））
- ⑧ 消費者に権利行使の機会を保証し、これに対応する義務（§5（4）,（5））
 - ⑨ 消費者が同意を撤回するために、消費者が同意を提供したメカニズムと同程度に容易なメカニズムを提供し、同意を撤回した場合に速やかにデータの処理を停止する義務（§7（1）（c））
 - ⑩ 差別の禁止
 - ◇ 消費者の権利行使を理由に、商品又はサービスの拒否、商品又はサービスに対する異なる価格・料金の請求、商品又はサービスの異なる品質レベルの提供を含む差別をしない義務（§7（2）（e））
 - ◇ 消費者に対する違法な差別を禁止する州法及び連邦法に違反して個人データを処理しない義務（§7（2）（c））
 - ⑪ 「消費者に危害を及ぼすリスクが高い処理」を実施する際にデータ保護アセスメントを実施し文書化する義務（§9）
 - ◇ 「消費者に危害を及ぼすリスクが高い処理」の具体例として以下が定められている。
 - （a）ターゲット広告を目的とした個人データの処理
 - （b）個人データの販売
 - （c）プロファイリングを目的とする個人データの処理であって、当該プロファイリングによって、（i）消費者に対する不当若しくは欺瞞的な扱い、又は違法な差別的影響、（ii）消費者に対する金銭的、物理的又は風評的損害、（iii）消費者の私的空間・事項又は私事又は関心に対する物理的その他の侵入であって、合理人にとって不快なもの、（iv）その他の消費者に対する重大な損害をもたらす危険性が合理的に予見できるもの
 - （d）機微データの処理。

4. 本人の権利（§5）

- ① 処理される個人データについてのアクセス権
- ② 不正確な個人データの訂正請求権
- ③ 削除請求権
- ④ 自身の個人データのコピーを携帯可能なフォーマットで取得する権利（いわゆるデータポータビリティ権）
- ⑤ （i）ターゲット広告、（ii）個人データの販売、（iii）消費者に関する法的又は類似の重大な影響をもたらす決定を促進するためのプロファイリングを目的とした個人データの処理からオプトアウトする権利

5. 違反に対する責任

- ① 司法長官（Attorney General）からの提訴（§12）
 - ◇ 本法違反に対して、執行者である司法長官が、州の名において訴訟提起することができる（具体的な請求内容については規定なし）。
- ② 消費者の私的訴権は定められていない